



令和7年（2025年）10月15日

介護保険の資格の付与漏れについて

立科町の介護保険の資格付与に事務処理の誤りがあり、一部の外国籍の方に第1号被保険者資格が付与されていないことが判明いたしました。

この誤りにより、皆さまの信頼を損ない、対象となる被保険者の方へ多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

介護保険法（平成9年法律第123号）第10条第4号（※）の規定に基づき、町内に住所を有する者が65歳に達したとき、第1号被保険者資格を付与する必要があります。

介護保険システム上、65歳到達時に自動的に資格付与されない一部の方について、資格の付与が遺漏しており、介護保険料が賦課漏れとなっていました。

※ 介護保険法

第10条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。

四 当該市町村の区域内に住所を有する者が65歳に達したとき。

2 対象者及び遡及介護保険料

（1）対象者：3名（令和6年3月～令和7年3月までの資格取得者）

遡及保険料：330,200円（令和5年度～令和7年度分）

（2）介護保険については、相談・申請がなかったため、影響はありません。

3 町の対応について

介護保険法の規定により65歳到達時に遡って資格の付与及び遡及賦課を行い、対象となる方々を訪問し、資格の付与漏れ及び介護保険料の賦課漏れをお詫びして、資格取得月からの介護保険料の納付をお願いします。

4 再発防止策

年齢到達予定者の事前把握を行い、自動的に資格付与されない方々には確実に資格が付与されていることを改めて確認する。

担当者が異動した際は、業務手順及びマニュアルを正確に引き継ぐ。

5 取材案内

本件に関して取材をご希望の社は、企画課企画振興係（電話 0267-88-8403）にご連絡ください。



立科町マスコットキャラクター
しいなちゃん

立科町公式ウェブサイト <https://www.town.tateshina.nagano.jp>

立科町 町民課 高齢者支援係
（課長）荻原 義行 （担当）竹城 義彦
電話： 0267-88-8406（直通）
FAX： 0267-56-2310
E-mail： kourei@town.tateshina.nagano.jp